

大分県報

令和七年
第六五四号
十一月四日

（火曜日）

目次

告示

- 指定予定保安林（五件）……………一
大分都市計画公園の変更に關する公聴会の開催……………二
公 告……………三
落札者等の公示（二件）……………三

○告示

大分県告示第四百十四号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定により、次のとおり農林水産大臣から保安林に指定する予定である旨通知があった。

令和七年十一月四日

大分県知事

佐 藤 樹 一 郎

一 保安林予定森林の所在場所

佐伯市大字堅田字山中四六八番、四六八七番、四七〇六番・四七一一番・四七一二番（以上三筆について次の図に示す部分に限る。）

二 指定の目的

土砂の流出の防備

三 指定施業要件

（一）立木の伐採の方法

- 主伐は、択伐による。
- 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

（二）立木の伐採の限度

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を大分県農林水産部森林保全課及び大分県南部振興局並びに佐伯市役所に備え置いて縦覧に供する。）

大分県告示第四百十五号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定により、次のとおり農林水産大臣から保安林に指定する予定である旨通知があった。

令和七年十一月四日

大分県知事

佐 藤 樹 一 郎

一 保安林予定森林の所在場所

玖珠郡九重町大字恵良字乙見良津一二三八番二（次の図に示す部分に限る。）

二 指定の目的

水源の涵養

三 指定施業要件

（一）立木の伐採の方法

- 主伐に係る伐採種は、定めない。
- 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- 間伐その他特別の場合の伐採に係るものは、次のとおりとする。

（二）立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を大分県農林水産部森林保全課及び大分県西部振興局並びに九重町役場に備え置いて縦覧に供する。）

大分県告示第四百十六号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定により、次のとおり農林水産大臣から保安林に指定する予定である旨通知があった。

令和七年十一月四日

大分県知事

佐 藤 樹 一 郎

一 保安林予定森林の所在場所

日田市大字大肥字瀬部一三四番、一三二六番一、一三二六番二、一三二九番、一三三

○番

- 二 指定の目的
土砂の流出の防備

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

- 1 次の森林については、主伐は択伐による。
字瀬部一三二六番二（次の図に示す部分に限る。）
 - 2 その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
 - 3 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - 4 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- (二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を大分県農林水産部森林保全課及び大分県西部振興局並びに日田市役所に備え置いて縦覧に供する。）

大分県告示第四百十七号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定により、次のとおり農林水産大臣から保安林に指定する予定である旨通知があった。

令和七年十一月四日

大分県知事 佐 藤 樹 一 郎

一 保安林予定森林の所在場所

玖珠郡玖珠町大字四日市字妙見石三二七〇番一、三二七〇番二

二 指定の目的

水源の涵養

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

- 1 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - 2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - 3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- (二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を大分県農林水産部森林保全課及び大分県西部振興局並びに玖珠町役場に備え置いて縦覧に供する。）

大分県告示第四百十八号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定により、次のとおり農林水産大臣から保安林に指定する予定である旨通知があった。

令和七年十一月四日

大分県知事 佐 藤 樹 一 郎

一 保安林予定森林の所在場所

佐伯市宇目大字南田原字上葛葉一八二三番一、字ザレ一九〇五番三、一九〇五番四、一九〇五番六

二 指定の目的

水源の涵養

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

- 1 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - 2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - 3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- (二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。
- （「次のとおり」は、省略し、その関係書類を大分県農林水産部森林保全課及び大分県南部振興局並びに佐伯市役所に備え置いて縦覧に供する。）

大分県告示第四百十九号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第十六条第一項の規定により、大分都市計画公園の変更の案を作成するに当たり、都市計画法に基づく公聴会の開催手続等に関する規則（昭和四十四年大分県規則第五十七号）第二条の規定に基づき、公聴会を開催する。

同規則第四条の規定により、大分市の住民及び利害関係人は、公述申出期限までに、知事に公述の申出をすることができる。なお、公述申出期限までに公述の申出がない場合は、公聴会を中止し、その旨を大分県庁ホームページに登載する。

令和七年十一月四日				大分県知事 佐 藤 樹 一 郎			
一 都市計画の種類 大分都市計画公園							
二 都市計画の変更に係る事項 大分都市計画公園中六・五・五号鶴崎総合運動公園を次のとおり変更する。							
種 別	名 称	位 置	面 積	概 要			
運動公園	六・五・五号 鶴崎総合運動公園	大分市大字森	約十六・四 ヘクタール	廃止			
(区域は、別図のとおり)							
三 公聴会の開催日時等 開催日時 令和七年十二月三日 午後二時から 開催場所 大分県庁舎新館六階 入札室							
四 閲覧期間 令和七年十一月五日から 令和七年十一月十九日まで 公述申出期限 令和七年十一月十九日まで							
五 令和七年十一月十九日まで							
六 都市計画の変更の素案の閲覧場所 大分市大手町三丁目一番一号 大分県土木建築部都市・まちづくり推進課 大分市荷揚町二番三十一号 大分市都市計画部都市計画課 (「別図」は、省略し、都市計画の変更の素案の閲覧場所に図書を備え置いて閲覧に供する。)							
○公 告							
次のとおり落札者等について公示する。 令和七年十一月四日							
一 落札に係る物品等の名称及び数量 大分県立病院長 宇 都 宮 徹							

生体情報モニタリングシステム一式(本体及び周辺機器の搬入・設置並びに現有機器の撤去を含む。)						
二 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地 大分県立病院事務局会計管理課 大分市豊饒二丁目八番一号						
三 落札者を決定した日 令和七年十月九日						
四 落札者の氏名及び住所 アイティアイ株式会社大分支店 支店長 関 勝利						
五 落札金額 大分市賀来西二丁目一一―二 四千二百二十五万円(消費税及び地方消費税相当額を含む。)						
六 契約の相手方を決定した手続 一般競争入札						
七 一般競争入札を公告した日 令和七年八月二十九日						
~~~~~						
次のとおり落札者等について公示する。 令和七年十一月四日						
一 落札に係る物品等の名称及び数量 大分県知事 佐 藤 樹 一 郎 事件対応・ネット用パソコン等 一式						
二 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地 大分県警察本部生活安全部サイバー犯罪対策課 大分市大手町三丁目一番一号						
三 落札者を決定した日 令和七年八月二十七日						
四 落札者の氏名及び住所 NX・TCリース&ファイナンス株式会社福岡支店 支店長 花 形 貴 久 福岡県福岡市博多区呉服町一番一号 日通ビル						
五 落札金額 百十万五千六百十円(月額。消費税及び地方消費税相当額を含む。)						

六 契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

七 一般競争入札の公告をした日

令和七年七月十一日